

予算決算常任委員会

平成25年12月12日(木)

◎ 開議の宣告 (午後 1時30分)

○副委員長(国本一夫) ただいまから予算決算常任委員会の会議を開きます。

委員長が体調不良のため欠席しておりますので、伊達市議会委員会条例第12条の規定により私がかわって委員長の職を行います。

大光委員から欠席する旨の連絡がありましたので、出席委員数は16名であります。

本日の審査案件は、議案第12号 平成25年度伊達市一般会計補正予算(第8号)、議案第13号 平成25年度伊達市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)、議案第14号 平成25年度伊達市下水道特別会計補正予算(第3号)、議案第15号 平成25年度伊達市介護保険特別会計補正予算(第3号)、議案第16号 平成25年度伊達市霊園特別会計補正予算(第1号)、議案第17号 平成25年度伊達市簡易水道特別会計補正予算(第2号)、議案第18号 平成25年度伊達市水道事業会計補正予算(第2号)の以上7案件であります。

初めに、議案第12号の質疑を行います。

事項別明細書、歳出の質疑を行います。歳入につきましては関連する項目につきまして歳出にあわせて質疑をしていただくことといたします。また、議案のページ数及び具体的質疑項目を明確にしてから質疑を願います。

それでは、第2款総務費から第8款土木費、第4項都市計画費について、11ページから18ページまでの質疑を願います。

○委員(犬塚貴敬) 議案12-14ページ、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金について2つ質問させていただきます。

まず、1つが保育士さんといっても資格のあるなし、あと正規、パート、いろいろあると思うのですけれども、どの保育士さん対象になるのかなど詳しい説明をいただきたいと思います。

あと、もう一つは、ふたば保育所への対応についてお伺いしたいと思います。

○児童家庭課長(金子達也) お答えいたします。

対象といたしましては、国のほうの補助基準内で行きますと、保育所に勤務する職員であれば正職員、パート職員、臨時職員、また保育士、清掃員、調理員、全て対象になるということになっております。ただ、法人等で経営している理事長については対象にならないという形になっております。

また、ふたば保育所については、今回の補助金は民間保育所が対象になる関係上、ふたば保育所はまだ公設保育所ということでこの補助金の対象にはならないのですけれども、内容的に保育士の処遇改善ということですので、今行っている委託料の中の保育士の改善費のほうに同じ算定の中で計算した金額を上乗せして委託料として支出していくことになっております。

○委員(辻浦義浩) 16ページの有害鳥獣の件なのですが、24年度の決算では510万円、本年度の

予算が570万円ということで、今回200万円ほどプラスになるわけですが、農業に相当被害が出ているということですが、その農業に対する被害額といいたいまいしょうか、大体およそどのぐらいになっているのかお聞きしたいと思います。

○環境衛生課参事（菊地洋文） 24年度の数字押さえておりますので、お答えいたします。

面積にいたしまして24年度は30ヘクタール、金額にいたしましておおよそ3,259万円ほどでございます。

以上です。

○委員（辻浦義浩） また毎年、来年度もこのようにふえていくような傾向にあるということの理解でよろしいのでしょうか。

○環境衛生課参事（菊地洋文） 23年度から見ますと、24年度については面積及び金額については減になっております。24年度で面積について28%の減、それから金額について40%の減となっております。まだ25年度については今集計中ですので、もうちょっとお待ちいただきたいと思います。見通しとしましては、伊達市内のほうについては減になるのでないかということで考えておりますけれども、大滝区については横ばい状態か、それ以上ふえるという見込みでおります。

以上です。

○委員（辻浦義浩） これ猟友会のほうへお願いしていると思っておりますけれども、それ以外に新しい取り組みといいたいまいしょうか、そういうようなことは検討はしていないのでしょうか。

○環境衛生課参事（菊地洋文） 今エゾシカの駆除につきましては、主に地元猟友会に委託をして捕獲をしていただいておりますけれども、一昨年度から農業者もみずからわなの免許を取得して自分の畑は自分で守るという考えに基づきまして農業者もわなで捕獲しております。今大体3年目になってきましたので、農業者もある程度わなをかけるコツというか、捕獲するコツを覚えてきたので、ことしについてはこういう増加という意味合いがあるというふうに考えております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 私も今の有害鳥獣駆除の関係でございます。今農業被害なども同僚委員からお聞きして、内容はわかりました。それで、改めて今回かなり活躍をしていただいておりますが、北海道のほうからもお金が出ていますけれども、それは今回の増加分も同じように支出がされるのでしょうか。

○環境衛生課参事（菊地洋文） 今北海道のほうからということでございましたけれども、これは平成24年度の補正予算に基づきまして国が北海道に事業費を交付し、北海道が基金をつくって各市町村、それから協議会に配分してございます。それで、この国の金については、当初うちのほうとしても市町村の財源として見られないのかということをお考えしました。それは一切まかりなりませんよと、市の財源として見るのはまかりなりませんよと、国の交付金については直接協議会を通じて狩猟者にお支払いをしていただきたいと思いますということでかたく言われておりますので、ちょっと財源のほうとしてはうちのほうは見ることはできませんでした。

以上です。

○委員（小久保重孝） 国からということで北海道を經由して基金というものがあって、今のお話ですと、たしか1頭当たり8,000円で、市のほうで今回の補正でも1万円ということですから、本来今のお話の中で1万円のうち財源として手当てできれば8,000円は国のお金が使えるということなので、2,000円の負担で済むところが結局1万円は市の持ち出しで、結局捕獲をした方への報償費は合わせて1万8,000円になるということによろしいですか。

○環境衛生課参事（菊地洋文） 最終的にはそういうふうになります。

以上です。

○委員（小久保重孝） 私もちっと事前に調査をしてそのことをお伺いをして、改めて国挙げて取り組んでいることとはいえ、その妥当性というのが、正しいのかどうかというのがちょっと疑問に感じたところです。伊達市は、早くから8,000円つけて駆除ということで当たってきておりました。そういうことに対して国もある面腰を上げたし、では市の支出が少なくて済むのかなというふうにちょっと思っておったのですが、そういうことでは使えないということが非常にちょっとどうなのかなと。また、そのことが結果的には、その8,000円を決めたときにもいろいろと心配されておりましたけれども、他の地域からの流入ですとか、ある面不正ということが助長されないだろうかというような心配があるのですが、そういった点での心配というのは行政側としてはどのようにお考えですか。

○環境衛生課参事（菊地洋文） 私も以前担当する前ですけれども、そういうお話は聞いておりました。それで、全頭数現地調査というわけにはいきませんが、私もこれから少しずつ、今までもやってきておりますけれども、現地調査なり、そういうものを踏まえて狩猟者には厳しく言っておりますので、今後もそういうふうに監視をしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 以前随分やらせていただいたことがありまして、狩猟者からは逆に私たち議員に対して嫌がらせの電話までいただいたこともあります。要するに駆除は必要なので、当然だからそれはやっていただきたいわけですが、要するにある面こういふ議論をすると駆除しなくてもいいのかということにもなってきた非常にいずいのですが、ただ、今ちっと問題というか、どう考えたらいいのだろうかというのは今申し上げたような1頭当たりの費用というものが国を挙げてということの中でこういう数字になってくるわけですが、これがずっと続くということにはなりにくいのではないかなというふうに思っています、市のほうもある面国がこれだけ体制をとっているのであればそれをもって対応すると。要するに市の支出というものをではなしにしていくという考え方も、いきなりなしというのはなかなか難しいかもしれませんが、今の支出を下げていくということの考え方も一つの考え方ではないかというふうに思うのですが、それは内部的には検討、これからのことで結構なのですが、今回のことではなくても、これから検討するという余地はないのでしょうか。

○環境衛生課参事（菊地洋文） 急にこれを減額するという話には多分ならないと思います。狩猟者、相手がいることですので、我々もその辺を十分に踏まえて今後狩猟者等と話し合いながら金額等については決めていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員（小久保重孝） 今ご答弁いただいたところは、努力目標ということでわかるのですが、ただ最後市長がいいのか副市長がいいのか、考え方なのですけれども、今北海道は条例をつくって取り組みをこれからしっかりとやっていこうというような議論が今回の道議会の定例会でもなされているようであります。国もこれは以前から新聞にも出ていますとおり取り組みを進めている、もちろん市は早くから取り組みをしているわけですが、何か国、道、そして市、とにかくお金をでふやしていけばいいのかという話ではないのかなというふうに思っています、その辺のやっぱり支出の適正化、その効果含めてもう少し市としての考え方というものをきちんと決めておく必要があるのではないかなというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○市長（菊谷秀吉） 今ご質問あった件につきましては、価格というのでしょうか、報酬というのか、どの金額が適正かということはなかなか需要と供給の関係もありますし、非常に難しいわけがありますけれども、ただご指摘のとおりやはり必要以上に支払いをするということは不当を招きかねないという要素もありますので、適正化に向けて、これやっていただく方々とも議論しないとできませんので、早急に整理をしていきたいなと、このように考えております。

○委員（吉野英雄） 議案の14ページの同僚委員も質疑をしましたけれども、保育士等処遇改善臨時特例事業補助金についてお伺いをします。

同僚委員の質疑で職員であれば正規、非正規を問わないことですか、職種についてもという話がありました。それから、ふたば保育所についても委託料の中で保育士処遇改善費として積算、算定をしていくというご説明がありました。それで、全体的に保育士さんの処遇改善ということですので、この予算案について反対とかするつもりはないのですけれども、議案説明資料の12-1のところそれぞれの、いわゆる説明資料の表の中、児童年齢区分別事業補助単価というのがあります、それぞれの保育所によってゼロ歳、1歳、2歳児、3歳児、4、5歳児というふうになっているのですけれども、それぞれの事業所によって単価に若干の違いがありますけれども、この辺の積算といいますか、それに対する根拠というものはどのようになっているのでしょうか。

○児童家庭課長（金子達也） お答えいたします。

この単価につきましては、補助基準のほうで決まっております、保育所の定員の規模、保育士さんの経験年数の平均などを加味しながらそれぞれ単価が決まっています。その単価に基づいた金額がこの表に載っているとおりになっております。ちなみに、伊達保育所は60名定員になっております。有珠保育所は30名、虹の橋保育所は60名になっております。虹の橋については、ゼロ歳児が入所している、その分だけ高い単価のほうを採用しているという形になっております。

以上です。

○委員（吉野英雄） それで、この基準というものが妥当かどうかはわかりませんが、私もよく詳しいことはわかりませんが、ふたば保育所に委託料で積算をして処遇改善費として積み増しをしていくという部分についてはどういった単価というか、この基準に合わせるとどういったような単価になるのでしょうか。

○児童家庭課長（金子達也） ふたば保育所についてもこれと同じような算定方式に基づきまして

単価を決めております。ふたば保育所については、今90名定員になっておりますので、子供一人一人の単価としては若干安目になってはいますが、それぞれの単価を今言ったほうがよろしいですか。いいですか。そういう形で計算するようになってはいます。

○委員（吉野英雄） 基準単価に基づいて算定していくということですね。わかりました。

それで、ちょっとわからないから教えてもらいたいのですけれども、定員と、それから保育士さんの経験年数等を加味して基準が決めていくわけですけれども、それぞれの保育所の1、2歳児ですとか3歳児とか、これもまた定員が一定程度決まっているのだと思うのですけれども、もちろんその年々によって入所する希望が上に行ったり下に行ったり若干すると思うのですが、この辺は加味されないのですか。ゼロ歳児が何人とか、1、2歳児が何人いるとか、3歳児が何人いるとか、基準やる場合にはそういったところも細かく算定した上で基準決めていくのかどうか、この辺はいかがですか。

○児童家庭課長（金子達也） この補助金算定するときには、4月1日現在の実際の入所している子供、それと10月1日現在に実際入所している子供の数をもとに算定しております。定員よりも若干増減しておりますが、実際の入所者数で算定しているということになっております。

○副委員長（国本一夫） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（国本一夫） ないものと認め、第2款総務費から第8款土木費、第4項都市計画費についての質疑を終わります。

○事務局長（村田 修） 説明員の交代をお願いします。

○副委員長（国本一夫） 次に、第8款土木費、第6項給湯費から第12款諸支出金について、19ページから22ページまでの質疑を願います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（国本一夫） ないものと認め、第8款土木費、第6項給湯費から第12款諸支出金についての質疑を終わります。

○事務局長（村田 修） 説明員の交代をお願いいたします。

○副委員長（国本一夫） 次に、債務負担行為について、4ページから5ページまでと23ページから26ページまでの質疑を願います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（国本一夫） ないものと認め、債務負担行為についての質疑を終わります。

以上で議案第12号についての質疑は終わりました。

これより討論に入ります。

議案第12号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第12号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（国本一夫） ないものと認め、議案第12号については原案のとおり可決すべきものと

決定いたしました。

○事務局長（村田 修） 説明員は出席してください。

○副委員長（国本一夫） 次に、議案第13号から議案第18号までの各特別会計補正予算についての質疑を願います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（国本一夫） ないものと認め、議案第13号から議案第18号までの質疑を終わります。

以上で議案第13号から議案第18号までの以上6案件についての質疑は終わりました。

これより議案第13号の討論に入ります。

議案第13号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第13号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（国本一夫） 異議ないものと認め、議案第13号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号の討論に入ります。

議案第14号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第14号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（国本一夫） 異議ないものと認め、議案第14号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号の討論に入ります。

議案第15号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りします。議案第15号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（国本一夫） 異議ないものと認め、議案第15号については原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号の討論に入ります。

議案第16号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第16号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（国本一夫） 異議ないものと認め、議案第16号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号の討論に入ります。

議案第17号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第17号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（国本一夫） 異議ないものと認め、議案第17号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号の討論に入ります。

議案第18号については討論の通告がありませんので、討論を終わります。

お諮りいたします。議案第18号については、原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（国本一夫） 異議ないものと認め、議案第18号については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託された議案の審査は終わりました。

お諮りいたします。審査結果報告の案文については副委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（国本一夫） 異議ないものと認め、そのように決定いたしました。

以上で当委員会に付託となった7案件につきましては審査を終了いたしましたので、予算決算常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

◎ 閉 会 の 宣 告 （午後 1時56分）